

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年8月19日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する看板の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

境港市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金42,228円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年7月17日

(2) 事故発生場所

境港市外江町2368番地1

県営住宅外江団地内

(3) 事故の状況

県が県営住宅外江団地内に設置している当該県営住宅駐車場利用者等に対する注意看板が、強風により固定部分の一部を残して外れ、和解の相手方が所有する軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。